

II 農地・農家・土地利用

十六輪中の農地と農家

大迫輝通

1 はじめに

筆者は、先到大垣輪中南部地区（旧今村輪中）を取り上げ、その農地の所有と利用について調査分析を行った¹⁾。すなわち、所有については、終戦直後の農地改革と、名神高速道および新幹線建設を契機とする土地改良事業にともなう変動を、また利用については、主として土地改良事業や機械化営農組合による水田利用の態様について考察した。

十六輪中は、大垣市の西端部に位置しているが、ここでは、先と同じく、耕地所有と、さらに農家構造（とくに兼業と農業労働力）を解明し、それらの将来について若干の展望をすべく、調査と研究を進めた。いうまでもなく両地域の比較考察に焦点をおいている。

ところで、旧今村輪中（とくに、入方町）の研究で明らかになったことは、主として次の諸点であった。

1. 戦前における耕地所有は、少数地主による寡占所有がめだっている。
2. 土地改良事業は、名神高速道・新幹線用地買収にともなう農地補償のための新農地の造成を目途として実施されたが、事業内容は、区画整理事業と並んで掘潰れの干拓が重要な地位を占めている。
3. 土地改良事業後の耕地所有は大きな変動がみられ、高い減歩率にともなう所有耕地の縮小と、換地後の変動（筆数減と位置の移動）がめだった。
4. 大垣南機械化営農組合の設立は、農家の兼業化と兼業深化を促進し、また、その定着化に

役立っている。

十六輪中の場合、大垣輪中に包摂される旧今村輪中と異なり、大垣市の西端部にあって大垣輪中からも外れ、周囲は水田にかこまれ、また今なお、まわりには輪中堤が残存して、その隔絶感を深めている。

さらに、旧今村輪中と景観的に大きく異なる点は、輪中堤外（東側、大谷川右岸）に広い耕地が分布して、十六輪中の耕地所有とその利用のうえに大きな地位を占めていることである。

以上のように、大垣市南部地区の輪中地域と対照的な景観をもつ十六輪中の農家について、その内部構造、とくに耕地所有と、兼業や農業労働力の実態はどうか、本稿はその課題を明らかにしようとするものである。

2 農地の所有とその推移

(1) 耕地所有の推移

まず初めに、表1によって、戦前から現在にいたる間の耕地所有状況の推移を概観しよう。

表は107戸（現在）の農家について、戦前（農地改革前）と戦後（農地改革後）、それに現在（1980年）の3時点における所有耕地規模別農家数を示しているが、農地改革前においては、とうぜんのことながら、耕地を所有していないもの13戸（12.1%）、また5 ha以上所有する地主が9戸（8.4%）みられる。しかし、1～2 haの耕地を所有する農家が46戸、43%もあり、先の耕地を所有しない小作農家が12%にすぎないことや、50 a未満の零細農家がきわめて少ないこと（10戸、9.3%）などと考え合わせると、十六輪中の農地経営は自作農中心で、地主支配は比較的小規模なものであったことがうかがわれる。

1) 大迫輝通、「輪中農地の所有と利用——その戦後史、旧今村輪中の場合——」、『地域経済』第2集、1980年、35～52ページ。

表1 所有耕地規模別農家数の推移

(単位: 戸)

	なし	30a未満	30~50	50~1ha	1~1.5	1.5~2	2~5	5以上	不明	計
戦前(農地改革前)	13	5	5	11	32	14	2	9	16	107
戦後(農地改革後)	2	4	13	29	39	5	1		14	107
現在(1980年)		7	17	44	36	3				101

出所: 現在の農家(107戸)についての調査。戦前・戦後は、岐阜経済大学地域経済研究所「十六町住民調査」(1982年2月実施)。現在は「1980年世界農林業センサス」による。

戦後(農地改革後)においては、これもとうぜんのことながら、耕地を所有しない農家の激減と地主の消滅が最も大きな変化としてあげられる。零細農家層(50a未満)の増大(17戸, 15.9%)は、小作農家の解放農地取得による階層上昇の結果であろうが、反面、中心階層が、解放前の1~2ha層から、解放後は、1ha前後(70a~1.5ha)の階層へと低下していることは、農地解放が、階層面で、小作農の自作農への上昇をもたらすと同時に、自作上層農の下降をもたらしたことを示しており、注意をひく。

現在は、50a~1ha層が最大で、30~50a, 30a未満の層いずれも増えており、解放当時に比べ、全体として階層の低下(所有耕地の縮小)の傾向が顕著である。

農地改革前から今日にいたる間の耕地所有について略述したが、この間の農地所有において、その変化の大きな要因となったものは、いうまでもなく農地改革であり、また、その後における土地改良事業や、さらに都市化進展にともなう農地の売却などが大きな影響を与えている。次に、これらと、農家の耕地所有との関係を明らかにしよう。

(2) 農地改革と農地所有の変化

かつて、輪中地帯は数多くの地主が存在し、地主の発達地帯として知られていた。それは、1 開拓地主の誕生と、2 水害の頻発による田畑の所有移動、の2点によるものだという。またそれは、中小地主が多くて小作地率の高い近畿型と、小作地率はあまり高くないが巨大地主の存在する東北・北陸型との中間的な性格を示し、中地主の多い、かつ小作地率の高い地帯であったといわれている²⁾。

このような所有関係は、第二次世界大戦後、間もなく実施された農地改革によって激変する。農地改革は、連合軍総司令部の〈農地改革についての覚書〉(いわゆる農民解放司令、1945年12月9日)の強力な援護のもとに、第一次農地改革法と呼ばれる農地調整法(45年12月28日公布)と、第二次農地改革法といわれる自作農特別措置法および農地調整法改革案(46年10月21日公布)とによって実施されたが、この改革によって、全国の小作地面積の80%が解放され、その結果、戦前耕地面積の46%を占めた小作地面積は10%に激減するという大改革であった。

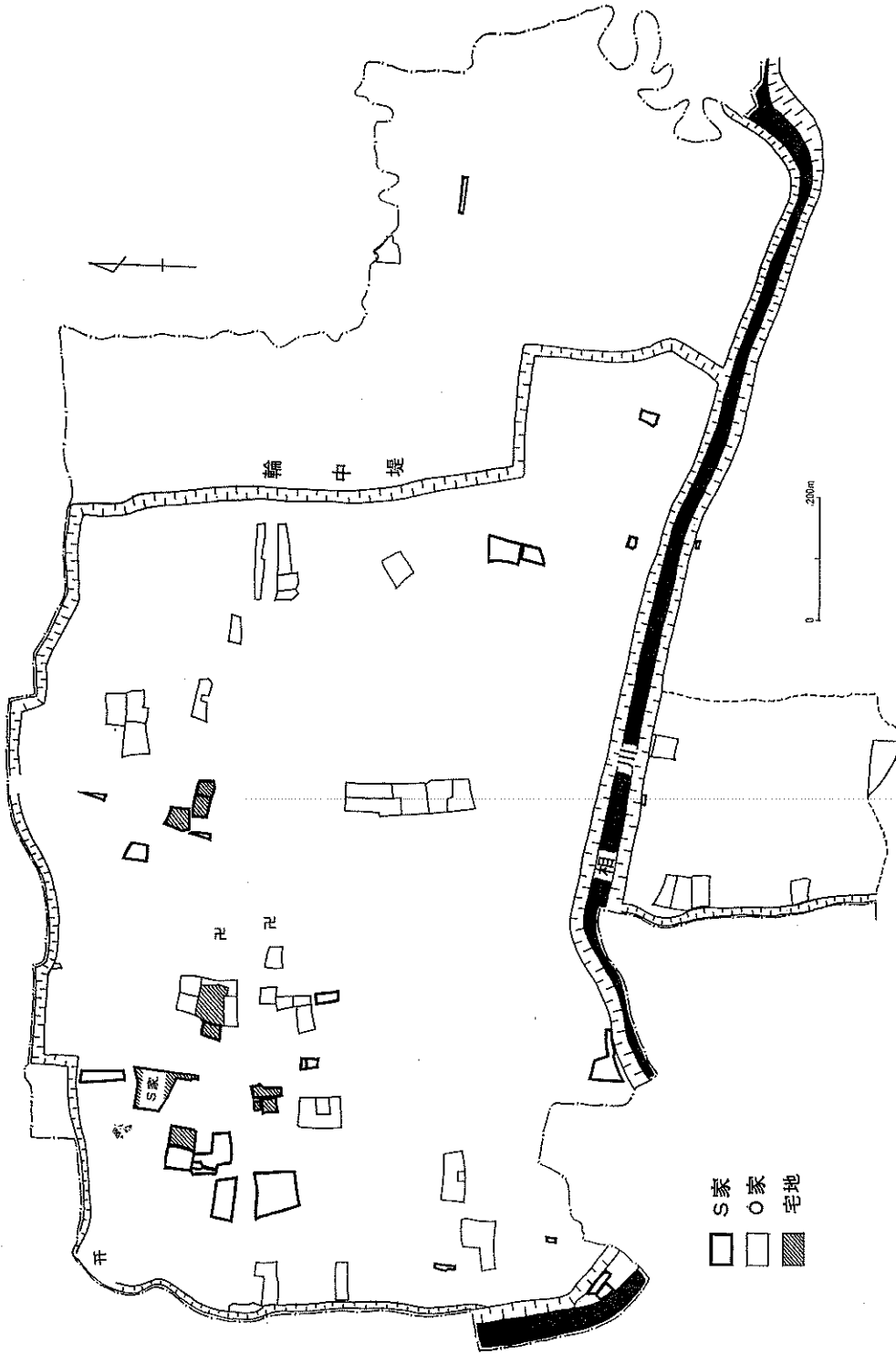
大垣市では、1950(昭和25)年度までに1,374町9反8畝余(全農地面積の44%強)の農地が買収され、また、この間、前後16回の農地の売渡しが行われたが、1,625町5反1畝余が4,186戸の農家の手に渡っている。そうして、改革前の自作地1,143町2反4畝余が改革後には2,658町1反7畝余へと2.3倍に増えたのに対し、小作地は1,976町8反4畝余→312町3反8畝余となって84%が解放されている。自・小作の比率は100:173が100:12と変わっている³⁾。

また、十六町の所属する荒崎地区では、14回(1947年3月31日~50年3月2日)の売渡しによって、148町1反余が解放されている⁴⁾。

十六町の農地改革について、当時の「農地売渡計画書」⁵⁾によってみよう。

- 2) 伊藤安男・青木伸好『輪中』, 学生社, 1979年, 146~155ページ。
- 3) 『新修大垣市史』通史編二, 1968年, 602~631ページ。第1回は1947年3月31日, 第16回は50年7月2日となっている。
- 4) 前掲3) 627ページ。
- 5) 『岐阜県不破郡荒崎村農地売渡計画書』第1~第15号, 大垣市役所荒崎支所所蔵。

十六輪中の農地と農家（大迫）



堤外（南西の2年と東端部の2筆は畑）のもの以外はすべて田。「不破郡十六村字絵図」により作成。

図1 S家とO家の解放農地（宅地を含む）

期間は、先の荒崎地区とほぼ同時期と考えられるが、この間、35町歩(667筆)の耕地が解放されている。そのうち、田が32町9反5畝余(99%, 584筆)を占め、残りは畑となっている。その他、宅地が1,530坪(20筆)、池が5坪となっている⁶⁾。なお堤外耕地(丁木・中林・東原・高畑地区)が7町5反3畝余を占めるが、堤内・堤外解放耕地の比率は、ほぼ4:1である。堤外解放耕地の田畑比率は、85:15で、堤内に比べ、畑の比率が著しく高くなっている。

在村・不在のもの合わせて76名の土地所有者から、118名(うち、他町村若干名を含む)へ売渡されている。

十六輪中には、農地改革前に、「干俵様」と呼ばれる在村大地主S家のほか、長松町や奈良市居住の大地主Y家・O家、そのほかT家・Sa家などの在村および不在中地主の土地所有がめだち⁷⁾、また、初めに述べたように、その他多くの小地主が耕地を所有していた。76名の土地所有者のうち、26名が在村地主である。

図1に、在村および不在大地主のS家・O家の解放農地(宅地を含む)を示した。前者は、耕地1町2反7畝余(30筆)のほか、宅地791坪(11戸)、後者は、耕地3町1反(53筆)を図示している⁸⁾。堤内耕地がほとんどを占め、堤外は、計4筆にすぎない。

(3) 土地改良事業以後

十六地区の土地改良事業は、1954~58年度の5年間にわたって実施されている。これは、53年9月下旬⁹⁾の相川堤防決潰の後始末を契機として急遽立案また実施されたものであるが、初年度は、県道以西部、次年度は県道↔東部(輪中堤まで)、3・4年めは相川以南の大野地区、最終年度には、大谷川右岸部の堤外地が対象となっている。

「大垣土地改良区十六工区」を編成、工区長は高木徹司氏であった。この改良事業は、大垣市でも最も早い時期のもので¹⁰⁾、たとえば、名神高速道路や新幹線建設を機に実施された大垣市南部工区(多芸島・洲本・浅草3支所管内)の場合¹¹⁾と比較すると、6年早い。工事は、人力中心で行われており、ブルドーザーは使われず、鍬とシャベル、それにトロッコが使用されたのみであった。

区画整理に当っては、1反につき8歩の減歩(堤外地では38歩)を行い、道路および水路用地を確保している。

また、耕地はほぼ10a平均に区画されたが、苗代や畑地は集団化され¹²⁾、これらはさらに細分化されている。

ところで、換地に際しては、できるだけもとの所有地を、と元^元地換地主義がとられたこともあって(区画も比較的小さいため、その原則実施容易)、所有上、大規模変動はみられなかった。筆者が先に調査した大垣市南部地区(入方町)の場合と比べると、土地改良事業にともなう所有関係の移動ははるかに小規模である。

図2は、Y・S家の所有耕地について、改良前と現在を比較したものである。改良前は16筆のものが、現在は13筆である。面積は1.41ha→1.32haとなっているが、減少は新幹線用地への売却によるものが最も大きい。改良後の所有耕地は、改良前のほぼ同じ場所に位置している。

以上のように、十六輪中では、大垣市南部(たとえば、旧今村輪中)の土地改良事業におけるような大幅な減歩(名神高速道や新幹線用地の売却の補償用を含め、1反につき22歩の減歩)や、また大幅な交換分合(49%の筆数減)¹³⁾はみられないのである。

6) 当時の十六町全耕地の約3分の1に当たり、やや少ない感じがする(或は帳簿不揃いか?)。

7) 坂井・柳江・岡崎・高木・佐久間の諸家。

8) S家は、他地区に多く、耕地を所有していたといわれる。

9) 9月25日夜半12時ごろ、地区西南部で決潰、約1.5haに土砂が入った。

10) 大垣土地改良区は、1952年9月の設立。荒崎村(当時、十六地区は荒崎村に所属)も改良区域に含まれていた。なお、荒崎村は、1954年に大垣市に合併。十六地区→大垣市十六町。

11) 大迫輝通、前掲論文。

12) 苗代は宮腰・小柳、畑は牛飼・中島地区へ。

13) 大迫輝通、前掲論文。

筆数減は、入方町の場合。

十六輪中の農地と農家（大迫）

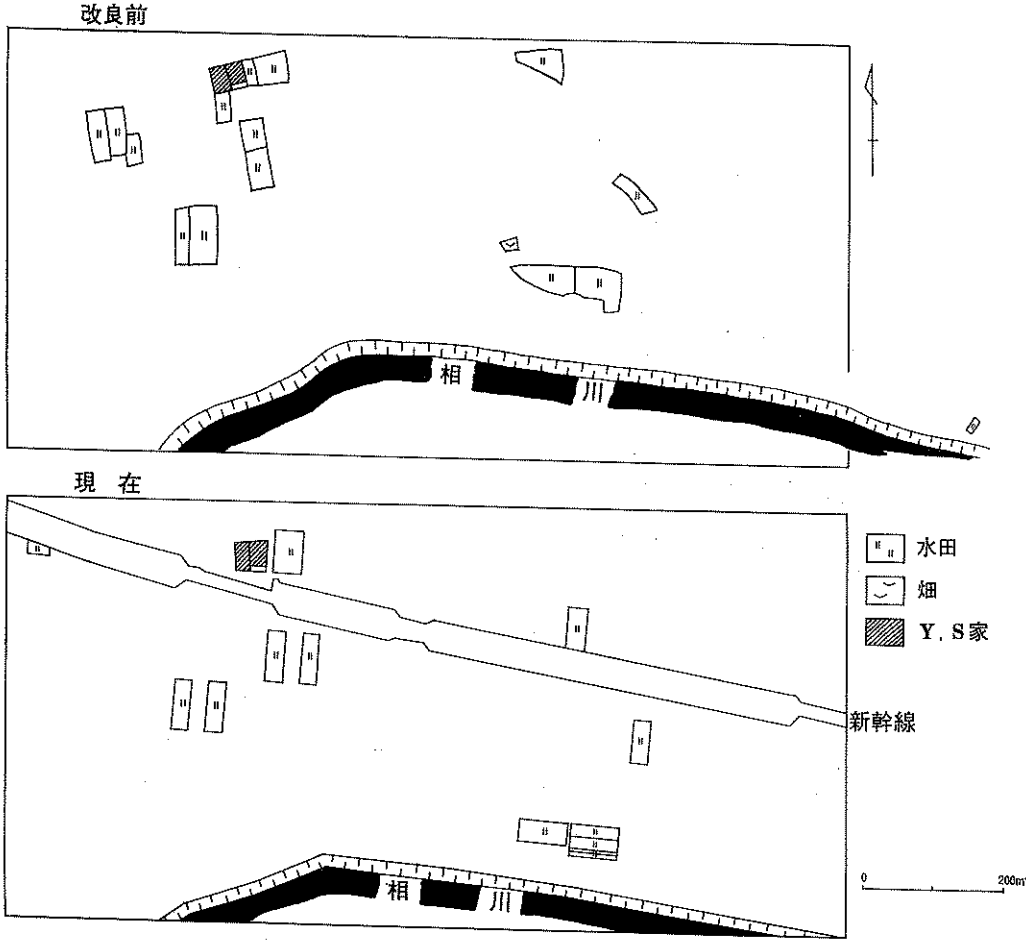


図2 改良事業前後の所有耕地（Y. S家）

大垣市南部の土地改良事業と十六町のそれを比較するとき、以上のほか、南部地区では、堀潰れ（堀田）が広く分布しており、その干拓が中心事業の一つとなっていた。しかし、十六輪中の場合、その分布はわずかで、堤外地（大谷川右岸）の水田約50筆に、いわゆる孤立型¹⁴⁾の堀潰れがみられたにすぎず、干拓のウェイトはきわめて小さかった（図3）。なお、堀潰れとは別に、輪中堤沿い（外側）に輪中堤構築用の土砂採取跡とみられる大小の池が連続して分布していたが、これは用廃水路用に改良されている。

このあたりは、もともと大谷川の遊水池、ま

た茅場として利用されてきたところで、大谷川の築堤（右岸堤）は、ほぼ十六町の土地改良事業と同時期に進められており¹⁵⁾、きわめて新しいものである。また、ここは、終戦直後、10戸の荒川開拓団の入植をみている（その後離散）。

改良事業後に、隣接町との間で若干の境界線の変動が行われている。

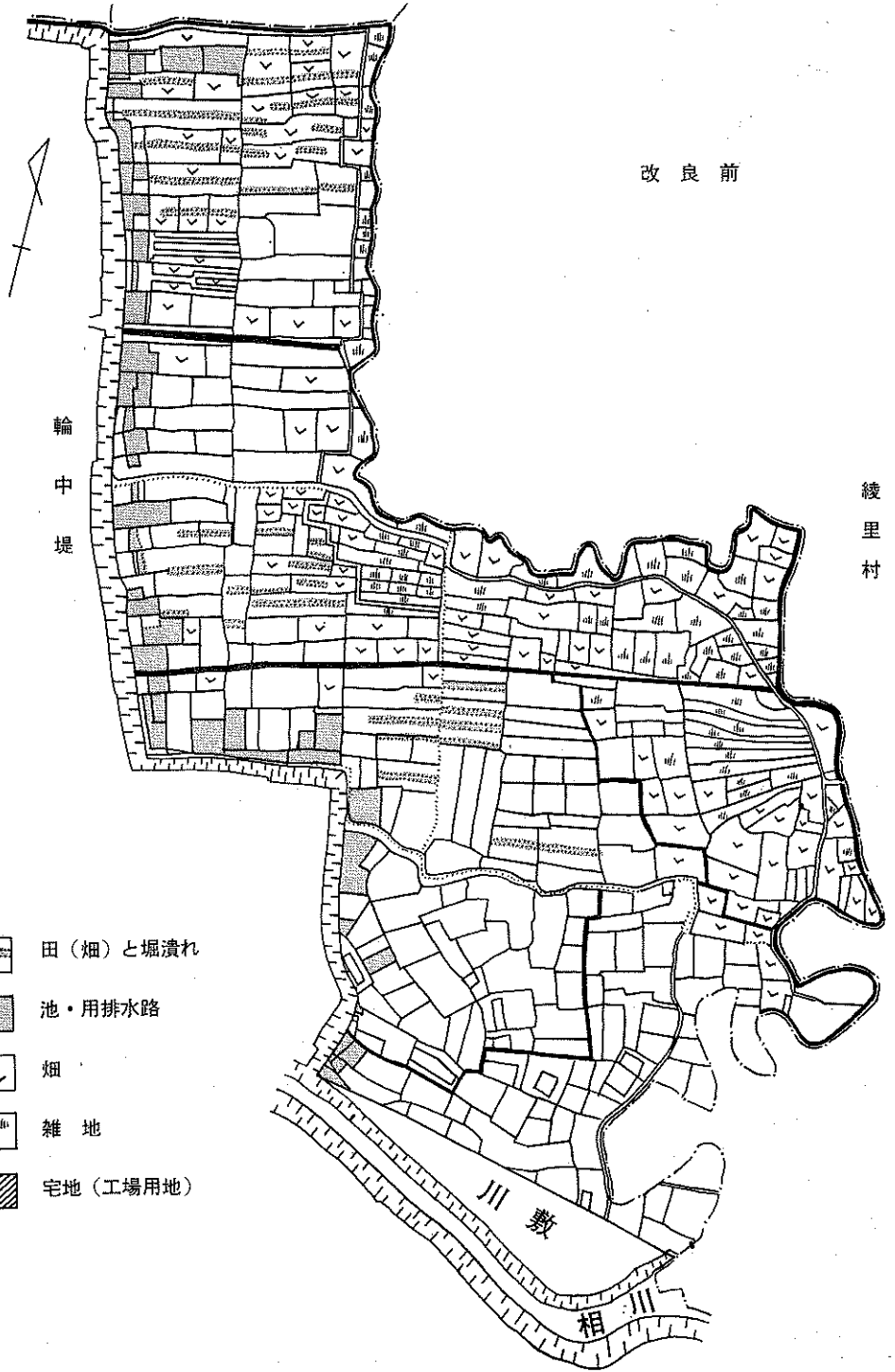
次に、土地改良事業以後の農地所有関係にみられるめだつ変化としては、都市化進展による農地潰廃にともなうものがあげられる。

十六町における都市化は、まず、1960年代前半における新幹線の建設工事が皮切りとなって、以後、60年代後半から70年代にかけて堤外

14) 横井良克「堤内土地利用の変遷」安藤万寿男編著『輪中』、古今書院、1975年、225～242ページ。

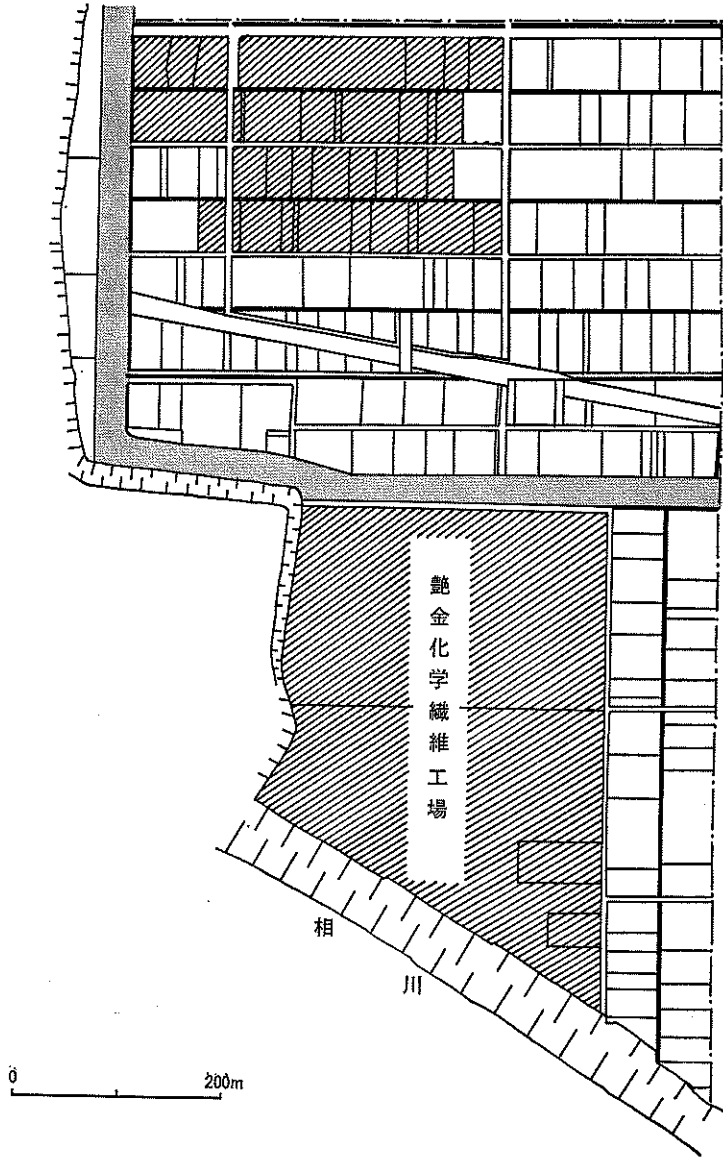
15) 1952～59年。

静里村



十六輪中の農地と農家（大迫）

改良後（現在）



白地の部分は田。「不破郡十六村字絵図」（改良前）および「大垣市字絵図」（1966年）による。

図3 土地改良事業前後の堤外耕地

表2 兼業農家数と兼業農家率の推移

(単位：戸(％))

	1960		1970		1980	
	十六町	大垣市	十六町	大垣市	十六町	大垣市
総農家数	109 (100)	5,475 (100)	109 (100)	5,149 (100)	107 (100)	4,991 (100)
専業農家	23 (21.1)	1,257 (22.9)	0 (0)	159 (3.1)	1 (0.9)	124 (2.5)
兼業農家	86 (79.0)	4,218 (77.0)	109 (100)	4,990 (96.9)	106 (99.1)	4,867 (97.5)
うち 第1種	72 (66.1)	2,263 (41.3)	8 (7.3)	835 (16.2)	2 (1.9)	359 (7.2)
第2種	14 (12.9)	1,955 (35.7)	101 (92.7)	4,155 (80.7)	104 (97.2)	4,508 (90.3)

出所：いずれも「世界農林業センサス」(1960・1970・1980年)による。

地で工場建設が進み¹⁶⁾、さらに堤内地では、県道沿いで住宅建設が、やはり60年代後半から進められている。

これら都市化進展にともなう農地潰廃はどれくらいの面積であったろうか。センサス(「世界農林業センサス」)によれば、1960→80年の20年間に、経営耕地面積は111.09→89.65haとなっているので、約21haの潰廃と考えられる。とくに新幹線用地(約3ha)とツヤキン工場用地(6.3ha)の買収によるものが大きい。

なお、「十六町住民調査」(1982年2月実施アンケート)で、最近10年間(70年以降)における所有農地の売却状況についてアンケートを行ったが、107戸のうち、売却したものは57戸(53.3%)を占め、その内訳は、100坪未満—15戸、100～200坪—7戸、200～300坪—13戸、300～600坪—15戸、600坪以上—7戸(不明7戸)となっており、意外に多い。

3 農家の構造と性格

—兼業と農業労働力—

(1) 兼業の深化

近年、わが国においては、農家の総兼業化時代などと呼ばれて、兼業農家が9割に近く、それも兼業を主とする第2種兼業農家が65.1%の高率を占め¹⁷⁾、兼業の深化が著しい。

岐阜県の場合、兼業農家率は94.8%で、全国平均を大きく上まわり、また第2種兼業農家率も86.3%を示し、これまた全国平均を大きくこ

えている。大垣市は、それぞれ、97.5%と90.3%を示しており、文字通りの総兼業化傾向を示すといえよう。十六町の場合、1980年のセンサス(世界農林業センサス)では、107戸中、専業農家は1戸のみで、106戸が兼業農家、そのうち、104戸(97.2%)が第2種兼業であり、兼業深化がきわめて著しい。

「十六町住民調査」の結果では、専業農家—4戸(3.7%)、第1種兼業農家—12戸(11.2%)、第2種兼業農家—82戸(76.6%) (不明が9戸)で80年に比べ、兼業化ならびに兼業深化の度合が、やや弱まっているようにみえる。

表2は、十六町における1960→80年の間の兼業進展の状況を示したものであるが、大垣市と対比してみると、1960年における十六町の兼業農家率は、大垣市平均と大差はなく、また第2種兼業農家の比率は、大垣市が著しく高い。しかし、その後の兼業化(兼業農家率)と兼業深化(第2種兼業農家率)は、十六町において著しく進展しており、注目される。これは十六町の経営耕地における水田率96.3%に対し、大垣市は93.1%という水田がほとんどの十六町の基本構造が要因の一つとなっているように考えられる¹⁸⁾。

ところで、兼業深化にあたっては、農業生産の組織化や作業請負制の普及などが、これを促進する重要な条件の一つとなっていることが多い。東海地域は稲作生産組織の先駆的地域¹⁹⁾、

18) 一般に、水田地帯は、畑作地帯より兼業化が進む。

19) 石橋俊治「兼業農家の動向」、石橋俊治・御園喜博編『兼業農家の構造』、東京大学出版会、1977年、136～138ページ。

16) 三建産業(1965年)、ツヤキン(1970年)などの諸工場。

17) 1980年『世界農林業センサス』。

十六輪中の農地と農家（大迫）

これが東海地区農家の兼業深化を促進し、また逆に、兼業指向がその組織化を促したわけである。大垣市南部地域では、早くから機械化営農組合が設立されて²⁰⁾、水田経営を請負ってきたが、これによって、委任農家の兼業化とその深化が進み、たとえば、入方地区（入方町）の農家は老人農家を除く全戸が第2種兼業農家となっている²¹⁾。

十六町の場合、このような生産組織は今のところみられない。したがって、農業経営は自家労働中心に進められており、個人的な委託・受託が行われているにすぎない。アンケート（「十六町住民調査」）によれば、107戸中、17戸が水田作業の全部（6戸）または一部を委託している²²⁾。また、出したいというものが15戸あり、強い委託志向がうかがわれる。

（2）農業労働力

以上のように、十六町では、兼業深化が進み、生産は未組織で、自家労働中心の農業経営が行われているが、その労働力構造について若干考察する。

1980年の世界農林業センサスによると、十六町における107戸の農家のうち、農業専従者なしが102戸、専従者をもつものは5戸（男1人をもつものが4戸、女1人が1戸）のみとなっている。因みに、大垣市平均では、専従者をもつものは9.4%であり、十六町の4.7%より著しく高い。

自家農業従事者についてみよう。まず、表3は、「十六町住民調査」による農業従事者の調査結果である。中心従事者のいるもの、臨時従事者（他の職業に従事、忙しい時のみ農業を手伝う）のみ、というのが同数の28戸ずつで、両者ともにいるのが半数近い48戸となっている。従事者数は、それぞれ、2人（中心従事者）、3人（臨時）、2人（中心従事者、臨時各1人）というのが最も多く、次いで1人、2人、3人（1+2）の順になっている。

表3 自家農業従事者（その1）（戸数）

人数		人数				計
		1	2	3	4	
中心従事者 （のみ）がいる	A	9	18	1		28
臨時従事者 （のみ）がいる	B		9	14	5	28
A + B		1+1→13, 1+2→12, 1+3→2, 2+1→7, 2+2→11, 2+4→2, 3+2→1				48
不 明		3				
計		107				

注：A+Bの見方：例えば、1+1→13は、A1人、B1人、計2人をもつもの13戸の意。不明は記入なし。
出所：「十六町住民調査」による。

次に表4によると、その中心的従事者は、世帯主とその妻が最も多く、次いで老人男女となっている。男女ほぼ同数である。臨時にこれを手伝うものは息子が最も多く、次いで、世帯主、同妻の順になっている。これは男が女を大きくこえている。

これらの年齢をみると、表5のようになる。中心的従事者については、50代が最も多く、60代・40代と続く。男女別には、男子では50代・60代が同数で最も多く、女子では50代、次いで40代で、いくぶん若くなる。臨時の者は、40代が最大、これに30代・50代の順となっている。男・女とも30代が最大である。

10代の若年者、80代の高齢者が中心従事者・臨時ともにみられるが、とくに前者が注意をひく（10代の男子は世帯主、専・兼業別は不明）。20代の1人は専業農家である（世帯主ではない）。80代の従事者は、女子の1人は第1種兼業、他の男・女各1人は第2種兼業農家である。

なお、農業従事者は、全体として男子の割合が女子を大きくこえている。全国的に農業従事者は高齢化し、また、婦女子主体の傾向が強いとき、十六輪中では、比較的、農業労働力には恵まれているようにみえる。このことは、後継者の問題とも関わっているが、これについては改めて後述する。

（3）事例研究——M地区農家の場合

以上、十六輪中における農地の所有関係と農

20) 1963年。

21) 大迫輝通、前掲論文。

22) 不明（記入なし）8戸。

表4 自家農業従事者(その2)

(単位:人)

	世帯主	同妻	老人男	同女	息子	娘	合計		
							計	男	女
中心従事者	47	48	10	13	2		120	59	61
臨時従事者	45	37	2	11	47	21	163	94	69
計	92	85	12	24	49	21	283	153	130

注:104戸(不明3戸)の状況。
出所:前表(表3)と同じ。

表5 自家農業従事者の年齢

(単位:人)

年齢		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	計
中心従事者	男	1	1	3	9	17	17	10	1	59
	女			1	15	18	13	10	2	59
	計	1	1	4	24	35	30	20	3	118
臨時従事者	男	1	20	23	18	19	5	2	1	89
	女	5	6	16	16	13	5	5		66
	計	6	26	39	34	32	10	7	1	155
合計	男	2	21	26	27	36	22	12	2	148
	女	5	6	17	31	31	18	15	2	125
	計	7	27	43	58	67	40	27	4	273

注:前表との人数不一致は不明(記入なし)のため。オール不明3(戸)、部分的に不明のもの4(戸)。
出所:前表と同じ。

家構造について若干の考察を行ってきたが、次に、総括の意味で、M地区の農家(12戸)をとり、これらについて、さらに考察を深めることにする。

表6によってみよう。まず、所有耕地の規模は、50~70aと1~1.5ha層が4戸ずつでこれが最も多い。次いで70a~1ha層が3戸となっている。平均は、約83aで、十六町の平均(84a)とほぼ同じである。田畑の比率は、90:10で、これは町平均(96:4)に比べ、水田比率が高くなっている。

12戸のうち、戦前の所有耕地と比べ、増えたもの2戸(うち1戸は、戦前、耕地なし)、変わらぬもの2戸、減ったもの7戸(解放によるものかどうかは不明)となっている(他に不明のものが1戸)。現在、これらの耕地は、主として堤内にあるものが最も多く(7戸)、他は、堤内外にはほぼ半々としている。戦前の所有耕地もこれと大差はないが、ただ、主として堤外にあったが、

現在は堤内が主、また堤内から堤内外半々へ、というのがそれぞれ1戸みられる。最近、10年間に於ける耕地売却は5戸あり、半数に近い。先に十六町全体では、半数をこえる農家が耕地を売却しており、それに比べると、比率は低いですが、耕地手放しは徐々にではあるが進展しているようにみえる。

すべてが兼業農家、しかも1戸を除いて、第2種兼業農家である。そして、第1種兼業の農家(1戸)以外はすべて当主(世帯主)が兼業に従事している。当主の兼業は、雑多ではあるが、日雇労働が5戸で最も多く、恒常勤務・自営などがこれに次いで多い。当主以外では、妻・子供などが、半数の農家で働きに出ている。2人を除き、大垣市内に出ている。

このように、兼業の深化が進展し、いずれも、いわゆる土地持ち労働者と化している実態がうかがわれるのである。

農業従事者についてみよう。中心従事者(全

十六輪中の農地と農家（大迫）

表6 農家の構造と将来（M地区）

1982年

No.	所有 耕地	耕地売却 (最近 10年間)	家族 (人)	兼 業		自家農業従事者		後継者	将来
				種類	内 容	中心従事者	臨時従事者		
1	A		5	II	主<建設業(自)>	主(30代) 同上妻(30代)		有	1
2	D		6	II	主<日>	主(60代) 同上妻(60代)	3男	有	1
3	B		6	II	主<日>	主(60代) 同上妻(60代)	長男	有	2
4	D	e	4	II	主<恒>	主(50代) 長女(10代)・次女(10代)		有 (予定)	4
5	C		5	II	主<日>・長男<恒>	主(40代) 同上妻(40代)		有	2
6	B	d	2	II	主<日>	主(60代) 同上妻(60代)		有	1
7	B	b	5	II	主<鉄工場(自)>	主(40代) 同上妻(40代)		有	4
8	C	a	6	II	主<日> 同上妻<自>	主(40代)	同妻(40代)	無	4
9	B		7	II	主<恒>・長男<恒>	主(60代) 同上妻(60代)	長男(30代) 同上妻(30代)	有	1
10	D	c	3	I	長男<恒>	主(60代) 同上妻(50代)		有	1
11	D		6	II	主<建築業(自)> 同上妻<パート>・娘(2人)<恒>	老人(70代) 同上妻(70代)	主(40代) 同上妻(40代)	不明	3
12	C		6	II	主<恒> 同上妻<パート>	老人(70代) 同上妻(70代)	主(40代) 同上妻(30代)	有	1

注：所有耕地：A—30～50a、B—50～70a、C—70～1ha、D—1～1.5ha。耕地売却：a—100坪未満、b—100～200坪、c—200～300坪、d—300～600坪、e—600坪以上。兼業：I—第1種兼業農家、II—第2種兼業農家。主—一世帯主、自—自営、日—日雇、恒—恒常的勤務。将来：1—現状維持、2—規模縮小、3—規模拡大、4—経営を委託（請負）。
出所：「十六町住民調査」と聴取による。

戸）は、8戸で当主とその妻、2戸で当主、残りの2戸では老人とその妻である。これらは高齢者が多く、7戸で60才以上のものがおり、男7人、女6人がみられる。他の5戸では、男5人（30代—1人、40代—3人、50代—1人）、女4人（30代—1人、40代—2人、50代—1人）となっている。

臨時の農業従事者は7戸にみられ、当主2人、当主妻3人、息子・娘などで、年齢は一般に若い。

このように、ここでは、いずれの農家にも中心的な農業従事者があって営農しており、労働力は充足されているようである。70才以上の2戸（No. 11, 12）も、当主とその妻のあとつぎがあり、全体として営農に不安はないようにみえる。十六町の一般的傾向（臨時従事者が主、また、中心的な従事者のいない農家もある）とは異なった傾向がうかがわれるのである。

最後に、後継者とその将来についてみよう。後継者は、今のところ、無しが1戸、また不明とするものが1戸みられるが、そのほかはすべて有りとしており、一般にみられる深刻な後継者問題はここではうかがわれぬ。過疎地や遠隔地と違い、都市近郊農家では、若者の流出もなく、後継者問題については大きく頭を悩ますこともないようである。

「十六町住民調査」によると、M地区では、現状維持—6、規模の縮小—2、規模拡大—1、耕地を請負—3となっている。現状維持が半数あるが、残る半数は何かの変革を望んでいる。現状維持が最大を占めていることは、現在の農業経営が順調で、労働力に問題のないことや、後継者も有り、その点での心配もなく、将来とも現状維持が可能であるとの見通しに立っていることはいうまでもないであろう。また、変革も、経営委託というのが主で、これ

も、所有耕地を手放す意図のないことははっきりしている。規模縮小が2人みられるが、これについても、農地の完全売却、すなわち、農業からの離脱まで意図しているとは思えない。いずれにしても、農地保持の意欲のきわめて固いことがうかがわれるのである。

後継者と将来計画に関しては、次節で、十六町全体の場合について考察の予定である。

4 農家の将来とまとめ

(1) 後継者と農家の指向

今日、わが国の農村あるいは農家では、後継者問題がきわめて深刻である。ところで、十六輪中農家では、表7にみるように、農業後継者が「あり」とするものが64%、また「なし」が5%、「わからない」が28%となっている。先に、M地区農家の後継者についてみたとき、それは比較的恵まれた状態にあるとしたが、十六町全体についてみても、このことは妥当するように思われる。都市近郊の農家においては、僻地の農村と違い、農業の後継者についても、深刻かつ切迫した問題とはなっていないようにみえる。

表7 農業後継者の有無 十六町

	あり	なし	わからない	不明	計
戸数(%)	68(63.6)	5(4.7)	30(28.0)	4(3.7)	107(100)

注：「不明」は記入なし。
出所：「十六町住民調査」。

しかし、他方、「わからない」とした農家が、3割近くみられることは、将来に、やや不安定要素を残すものとして注意をひく。

ところで、後継者問題とからんで、農業の将来について、次のような項目をあげ、アンケート(十六町住民調査)を行った(表8)。

- ① 現状維持でいく。

- ② 機会があれば、所有耕地を売り、農業を縮小したい。
- ③ 耕地を拡大し、規模を大きくしていきたい。
- ④ 所有耕地はそのまま保持し、できれば経営を委託(請負)に出したい。
- ⑤ その他

その結果は、107戸のうち、①-71(66.4%)、②-3(2.8%)、③-5(4.7%)、④-20(18.7%)、⑤-4(3.7%) (他に不明が4)であった。現状維持を望むものが約7割を占めており、残りは何等かの変革を望んでいるが、それは、耕地の経営を委託(請負)に出したいというのがほとんどである。

十六町においては、既述のように、農業後継者については比較的恵まれており、また、農業労働力についても、兼業深化ということはあるが、ほぼ充足されている。一方、この兼業化によって経済面での充実と向上が著しいが、このような現状の継続と維持を、多くの農家は強く希求しているわけである。

十六輪中農家では、96%が水田という耕地構造を基盤として兼業深化が進んだが、その生産は未組織であり、したがって、あくまでも個人営農中心で、大垣市南部入方町農家が、水田のほとんどを機械化営農組合に委託して、第2種兼業に徹しているのと背景を異にしている。既述のような、センサス(「1980年世界農林業センサス」)の結果や「十六町住民調査」(1982年)の結果にみられる兼業率(とくに第2種)の変動は、このような不安定な農家の営農構造を反映しているように思われる。先にみたような耕地委託への強い指向は、同時に、兼業深化、とくにその安定化への強い志向を反映しているといえよう。

所有耕地についての、農家の将来展望はどうか。先のアンケート(「十六町住民調査」)では、

表8 農家の将来構想

十六町

	現状維持	規模縮小	規模拡大	経営を委託	その他	不明	計
戸数(%)	71(66.4)	3(2.8)	5(4.7)	20(18.7)	4(3.7)	4(3.7)	107(100)

出所：「十六町住民調査」

耕地について、売却希望が3、拡大を希望するもの5と、合計8戸が、耕地についての希望を表明しているが、売却したいとするものも、完全放棄を意味するとは思われず、全体として耕地保有の意志のきわめて強いことがうかがわれる。そのことは、アンケート項目の④（経営を委託したい）を望むものが2割近くを占めることによっても裏付けされるのである。

くり返すが、現在、十六町には請負体制はなく、ほぼ個人的な形での経営委託がなされているにすぎず、何等かの請負組織の実現が強く期待されているのである。

土地はこれを保持して譲らず、そして農業労働の軽減化によって兼業へのいっそうの深化とその定着をはかる、換言すれば、土地持ち労働者としての定着化というのが、十六輪中農家の将来への一般的な志向のように思われる。

農地改革後、早や30余年を経過し、その後、土地改良事業や、経済の高度成長期における都市化（新幹線、工場、住宅建設）によって、一時期、耕地所有に若干の変動がみられたが、大きな変革とはならなかった。現在、わが国の経済は低成長期にあり、都市化は停滞している。十六町の場合、大垣市の西端にあって、市街地からやや隔絶（国道沿いの連櫓地からも外れる）した位置にあり、また、市街化区域は、現在の集落近辺の狭い範囲に限定されており²³⁾、いっそう、この傾向は強い。これと、住民の土地持ち労働者志向とを考え合わせれば、十六輪中における耕地所有については、近い将来、おそらく大きな変動は起こらないであろう。

（2）ま と め

以上述べてきたことをまとめると次のように

23) 南北は新幹線と堤防の間、東西はほぼ現在の集落の線。

なる。

1) 農地改革前の農地は、多くの在村あるいは不在地主による小規模所有がめだち、大地主による独占的、また寡占的所有はみられなかった。

2) 土地改良事業は、相川氾濫の後始末を機に、区画整理事業を中心として進められたが、耕地区画は、平均10a、換地については元地主主義がとられた。なお、新幹線建設、工場進出等の都市化進展による農地潰廃は、全体的に階層低下（所有耕地面積の縮小）をもたらしている。

3) 兼業化と兼業深化がめだつ。兼業農家率とくに第2種のそれは高い。しかし、その内容は、臨時また自営兼業が比較的多く、不安定である。兼業率も変動している。

4) 営農は家族労働中心で、生産組織（請負組織）は未結成であり、個人的な委託が若干みられるにすぎない。このことが、兼業深化をやや不安定なものにしているようである。

5) 後継者には比較的恵まれている。農家戸数ならびに農家人口の減少率も低い²⁴⁾。

生産（請負）組織への期待が強いが、農地はこれを保持して譲らず、農業労働の軽減化によって兼業のいっそうの深化と土地持ち労働者としての定着をはかるうとしている。

追 記

本稿作成に当って、種々御便宜をいただいた大垣市（企画広報課と荒崎支所）、ならびに貴重な御教示を賜わった和田 実・北山佛索・安田千一の諸氏に対し、深甚の謝意を表します。また、資料収集にあたって協力をえた本学ゼミ生（大迫ゼミ）諸君の労に対し、感謝致します。

24) 1975→80年の間に、農家戸数106→107戸（70年は109戸）、農家人口は525→510人（男244→245人、女281→265人）『農業および農林業センサス』。

